

「クルーズ船寄港予約管理システム構築業務」企画提案等審査要領

令和6年1月23日制定

1 目的

この要領は「クルーズ船寄港予約管理システム構築業務」（以下「本委託業務」という。）に係る企画提案書及びその添付書類等（以下「企画提案書等」という。）を審査し、委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 審査方針

- (1) 本委託業務において、最適な委託先候補者を選定する。
- (2) すべての応募者を同列に扱い、公平・公正に審査する。
- (3) 委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書などの提出書類、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、本委託業務の目的を達成することが可能かを総合的に判断する。

3 審査項目

企画提案書等の審査においては、主に次の(1)～(3)を審査項目とする。

なお、審査に当たっては、審査項目ごとに付した点数を上限とし、その範囲内で採点することとする。(50点満点)

- (1) 理解度・機能面 (25点) 事業の趣旨を理解し、目的を達成できる提案になっているか
また、仕様書の機能要求、非機能要求を満たしているか
- (2) 管理面 (15点) 必要十分な体制、適切なスケジュール、合理的な金額か
- (3) 定性面 (10点) プレゼンテーションの応対、同様な実績はあるか

4 審査方法

企画提案等審査委員会の委員は、企画提案書等について、次の(1)～(5)のとおり審査する。

- (1) 各委員は、別紙「審査項目」の「審査内容、配点」に基づき、企画提案書等を審査し、審査項目ごとの採点を合計する。
- (2) 事務局において、合計点を算出し、企画提案等審査委員会において、順位点の合計が最も高い応募者を委託先候補者に決定する。
- (3) 順位点の合計が最も高い応募者が2者以上いる場合は、出席委員の協議によって、委託先候補者を決定する
- (4) 応募者が1者の場合は、評価点の平均が30点以上のとき、当該応募者を委託先候補者に決定する。ただし、評価点が30点未満の委員が2名以上いる場合は、委員間の協議を行い決定する。また、評価点の平均が30点未満であっても、それにより難しい状況があると考えられる場合は委員間の協議を行い決定する。
- (5) 様々な角度から各委員の意見を聴取し、応募者から再度ヒアリングを行う等、必要な手続きを経て、委託範囲等を決定し契約する。

5 その他

- (1) 提出された企画提案書については、公表しない。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。